

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年8月28日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(乗車券の発売場所)		(乗車券の発売場所)	
第4条 乗車券（京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券（以下「敬老乗車券」という。）を除く。）の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認める場合は、その他の場所で発売することがある。		第4条 乗車券（京都市敬老乗車証条例第2条に規定する敬老乗車券（以下「敬老乗車券」という。）を除く。）の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認める場合は、その他の場所で発売することがある。	
乗車券 の種類	発売場所	乗車券 の種類	発売場所
片道普通券	—	片道普通券	—
回数券	自動車部営業所（以下「営業所」という。）、案内所及び定期券発売所	回数券	自動車部営業所（以下「営業所」という。）、案内所及び定期券発売所
定期券	営業所（ <u>烏丸営業所、九条営業所及び洛西営業所を除く。</u> ）及び定期券発売所	定期券	営業所（ <u>梅津営業所</u> ）及び定期券発売所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則（令和8年8月28日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部企画調査課）